

# 県立茅ヶ崎北陵高等学校 令和7年度不祥事ゼロプログラム

茅ヶ崎北陵高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

## 1 実施責任者

茅ヶ崎北陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

校長は、職員会議等において所属長からの不祥事根絶メッセージを発信するとともに、全職員を対象とした個別面談を実施するなど本プログラムの有効な実現を図る。

## 2 目標及び行動計画(職員啓発資料等を活用する)

### (1) 教育委員会共通目標

#### ① 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

##### ア 目標

教職員一人ひとりが教育公務員としての自覚を持ち、法令遵守や服務規律の遵守を徹底する。

##### イ 行動計画

- i 事故・不祥事防止研修会等で職員啓発資料等を活用し、教育公務員としての自覚を喚起する。

#### ② 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

##### ア 目標

職員相互の人権を尊重し、職場のハラスメントを未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 職員啓発資料等を活用し、様々なハラスメントの防止に向けた研修を実施する。
- ii 校長面談を行い、教職員の実態把握に努める。

#### ③ 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

##### ア 目標

職員一人ひとりが人権意識を醸成し、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 生徒に対する相談体制を整え、不祥事を未然に防ぐ。
- ii 準備室において、ロッカーや目隠しなどで死角となる空間を作らないよう努める。

#### ④ 体罰、不適切な指導の防止

##### ア 目標

生徒の人権を尊重し、体罰、不適切な指導の発生を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 校内の相談体制を充実し、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ii 職員啓発資料等を活用し、会議や研修を通して定期的に注意喚起を行う。

#### ⑤-1 入学者選抜における事故防止

##### ア 目標

入学者選抜に係る各種業務について作成したマニュアルを検討し、正確かつ円滑な実施に努める。

イ 行動計画

- i 県教育委員会が作成したてびきに基づき、本校の入学者選抜マニュアルを適宜改訂し、適切な選抜業務に努める。

⑤－2 成績処理に係る事故防止

ア 目標

成績処理にあたっては成績処理マニュアルに基づき、教務手帳への転記、統合型校務支援システムへの入力・確認について、複数人によるチェック体制を確立し、誤りを未然に防止する。

イ 行動計画

- i 成績処理にあたっては、教科担当者と学務グループが連携し、成績処理マニュアルに基づき、複数人によるチェック体制を確立し、確実な点検を行う。

⑤－3 進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

調査書の作成にあたっては、本校のマニュアルに基づき、複数人によるチェック体制を確立し、作成の誤り等を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 調査書の作成にあたっては、学務グループと進路支援グループ及び3学年の担任・副担任が連携し、複数人による確実な点検を行う。
- ii 作成途上の調査書も含め、調査書は鍵のかかる場所で適切に保管する。

⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

神奈川県個人情報保護条例等のガイドラインに従い、個人情報の適切な管理に努める。

イ 行動計画

- i 生徒の個人情報は原則として校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す際は、個人情報持ち出し許可願いを提出し、許可を得ることを周知、確認する。
- ii 生徒・保護者等の携帯電話番号・メールアドレスを収集するときは、必ず文書による承諾を得る。また、収集した情報を記録し持ち出すときは、個人情報持ち出し許可願いを必ず提出し許可を得ることを周知、確認する。

⑦ 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止

ア 目標

交通事故の発生や酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 研修資料を活用しながら、安全運転や交通ルールの遵守徹底を図る。
- ii 飲酒時は、各自の適量を守るよう注意喚起するとともに、翌日に車等の運転の予定があるときは飲酒の量と飲酒を終える時刻に気を付けることを確認する。

⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

業務が円滑に執行されるよう体制の充実を図る。

イ 行動計画

- i 業務の円滑な執行に向け、グループ業務の協力体制やチェック体制の整備を図る。
- ii お互いに気にかけ声を掛け合える風通しの良い職場環境をつくる。

⑨ 財務事務等の適正執行

ア 目標

会計事務等に関する事故・不祥事の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 会計担当者及び部活動顧問(会計担当)を対象に適正な会計処理について周知する。
- ii 私費会計の監査を年に3回実施する。

(2) 茅ヶ崎北陵高等学校独自目標

① 定期テストに係る事故防止

ア 目標

定期テストにおける問題作成、点検、実施及び回収、実施後の受け渡し等チェック体制を確立し、出題の誤り等を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 定期テスト問題作成上での問題のチェック、点検後の保管について所定の手続きをとり確実な点検を行う。
- ii 定期テストの実施についての監督及び実施後の担当への解答用紙の受け渡しは、所定の手続きに従い、実施する。
- iii 定期テストの返却時にはシュレッダーの使用を禁止し、誤廃棄防止に努める。

② 保護者対応に係る事故防止

ア 目標

保護者との協議を丁寧に行うとともに、迅速な対応、早期解決を目指す。

イ 行動計画

- i 職員間の情報共有や管理職への報告、連絡、相談を迅速かつ適切に行うよう徹底する。
- ii 生徒の課題や問題への取組み等に向け、保護者に寄り添いながら迅速かつ丁寧に対応し、信頼関係や協力関係を構築する。

3 検証と結果

(1) 検証

2に規定する行動について、令和7年12月初旬までに実施状況を確認し、実施内容の評価を行う。未実施があった場合は、令和7年12月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 最終検証と全体評価

2に規定する行動計画について、令和8年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む)が必要な場合は新たな目標設定を行ったうえで、令和8年度における茅ヶ崎北陵高等学校・不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の検証を踏まえ、「実施結果」をとりまとめのうえ、教育局行政課の求めに応じ、同課に送付する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議がこれを行う。